外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三七年法律第百四十四号）					
第三条第一項	所得税法及び地方税法	所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）及び			
	租税特別措置法	平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法			
第十八条第一項		を還付する	と当該徴収された所得税の額に つき第一項の別表の規定により併せて徴収される所得税の額（次項又は第三項の規定により同項に係る部分の金額に限り、租税特別措置法第四十一条の十二第一項（同法第四十一条の十三の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないとした場合に同法第四十一条の十二第一項の規定により還付されることとなる金額を控除した金額とする。）を還付する	係る所得税及び復興特別所得税	申告書を
第十八条第二項		を還付する	と当該徴収された所得税の額に つき第一項の別表の規定により併せて徴収される所得税の額（前項又は第三項の規定により同項に係る部分の金額に限り、租税特別措置法第四十一条の十二第一項（同法第四十一条の十三の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないとした場合に同法第四十一条の十二第一項の規定により還付されることとなる金額を控除した金額とする。）を還付する	同法第四編第五章及び特別措置法第二十八条第一項	申告書と第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき同項の規定により併せて徴収された又は徴収
第二十二条第一項					

	第二十二条第二項	第二十二条第三項	第二十五条		第三十三条第一項	第三十三条第二項	第三十三条第三項	
	を還付する	の	第四編第五章	同項各号	を支給する	特別過誤納金	特別過誤納金、	
のされる額（対象源泉徴収税額に係る部分の金額を除く。）について、これに当該金額に係る基礎となった源泉徴収に係る所得税の額に相当する金額を加算した金額（以下この条において「還付加算金相当額」という。）を加算した金額	及び対象源泉徴収特別税額を併せて還付する場合において、第十九条第六項の規定により還付する特別所得税額があるときは、これらの規定により還付する特別所得税額及び還付加算金相当額	（以下この条において「対象源泉徴収税額」という。）又は対象源泉徴収特別税額	第四編第五章及び特別措置法第二十八条第一項	第二十三条第一項各号	一きたる日の翌日から還付又は充当の日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下この条において「還付加算金相当額」という。）を加算した金額を支給する	特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納金相当額	給付金及び当該給付金の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する給付金	特別過誤納金、復興特別所得税過誤納金相当額、